

既存不適格建築物の増築に係る基準の緩和について（告示改正等）

【赤字】改正箇所

		現行規定		改正後																			
増築部分の既存部分に対する床面積≤1／2	構造上一体	<ul style="list-style-type: none"> ・増築部分は仕様規定に適合 ・既存部分は耐久性等関係規定に適合 ・建築物全体について、以下の構造計算が必要 <table border="1"> <tr> <td>4号木造建築物</td><td>左記以外の建築物</td></tr> <tr> <td>構造計算が必要</td><td>ほぼ通常の構造計算</td></tr> </table>	4号木造建築物	左記以外の建築物	構造計算が必要	ほぼ通常の構造計算	<ul style="list-style-type: none"> ・増築部分は仕様規定に適合 ・既存部分は耐久性等関係規定に適合 ・建築物全体について、以下の構造計算等が必要 <table border="1"> <tr> <td>4号木造建築物</td><td>左記以外の建築物</td></tr> <tr> <td>釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)に適合すれば、構造計算は不要</td><td>ほぼ通常の構造計算</td></tr> </table>	4号木造建築物	左記以外の建築物	釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)に適合すれば、構造計算は不要	ほぼ通常の構造計算	<p>※1 建築基準法施行令第42条(土台)、第43条(柱)及び第46条(耐力壁等)の基準（枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合は平成13年国交告第1540号第一から第十までの規定）</p>											
4号木造建築物	左記以外の建築物																						
構造計算が必要	ほぼ通常の構造計算																						
4号木造建築物	左記以外の建築物																						
釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)に適合すれば、構造計算は不要	ほぼ通常の構造計算																						
	構造上分離	<ul style="list-style-type: none"> ・増築部分は仕様規定に適合 ・既存部分は耐久性等関係規定に適合 ・増築部分、既存部分について、それぞれ以下の構造計算等が必要 <table border="1"> <tr> <td></td><td>4号木造建築物</td><td>左記以外の建築物</td></tr> <tr> <td>増築部分</td><td>構造計算が必要</td><td>ほぼ通常の構造計算</td></tr> <tr> <td>既存部分</td><td>耐震診断基準に適合</td><td>耐震診断基準に適合</td></tr> </table>		4号木造建築物	左記以外の建築物	増築部分	構造計算が必要	ほぼ通常の構造計算	既存部分	耐震診断基準に適合	耐震診断基準に適合	<ul style="list-style-type: none"> ・増築部分は仕様規定に適合 ・既存部分は耐久性等関係規定に適合 ・増築部分、既存部分について、それぞれ以下の構造計算等が必要 <table border="1"> <tr> <td></td><td>4号木造建築物</td><td>左記以外の建築物</td></tr> <tr> <td>増築部分</td><td>構造計算不要</td><td>ほぼ通常の構造計算</td></tr> <tr> <td>既存部分</td><td>①釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)、②耐震診断基準、又は③新耐震基準^(※2)に適合すれば、構造計算は不要</td><td>①耐震診断基準、又は②新耐震基準^(※2)に適合</td></tr> </table>		4号木造建築物	左記以外の建築物	増築部分	構造計算不要	ほぼ通常の構造計算	既存部分	①釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)、②耐震診断基準、又は③新耐震基準^(※2)に適合すれば、構造計算は不要	①耐震診断基準、又は②新耐震基準^(※2)に適合	<p>※2 耐震診断の方法として、新たに『新耐震基準』（昭和56年6月1日当時の耐震関係規定によって安全性を確かめること）を追加。これにより、昭和56年6月1日以降に適法に建築された建築物は原則として改修は不要。</p>	
	4号木造建築物	左記以外の建築物																					
増築部分	構造計算が必要	ほぼ通常の構造計算																					
既存部分	耐震診断基準に適合	耐震診断基準に適合																					
	4号木造建築物	左記以外の建築物																					
増築部分	構造計算不要	ほぼ通常の構造計算																					
既存部分	①釣り合いよく耐力壁を配置すること等の基準^(※1)、②耐震診断基準、又は③新耐震基準^(※2)に適合すれば、構造計算は不要	①耐震診断基準、又は②新耐震基準^(※2)に適合																					

注) 改築の場合も増築と同様。